

## ○柏市介護老人保健施設人員等基準条例

平成24年12月26日  
条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。  
(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、次条、第6条及び第8条に定めるもののほか、基準省令第1条の2から第51条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第2条(医師及び看護師の員数に係る部分に限る。)
- (2) 基準省令第3条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。)
- (3) 基準省令第18条第2項
- (4) 基準省令第38条第2項
- (5) 基準省令第41条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。)
- (6) 基準省令第50条(基準省令第38条第2項の準用に係る部分に限る。)

(令3条例11・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第4条 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。第6条において同じ。)は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(令3条例11・一部改正)

第5条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第6条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 基準省令第8条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 基準省令第9条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 基準省令第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 基準省令第22条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 基準省令第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 基準省令第36条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録

第7条 削除

(令3条例11)

(ユニット型介護老人保健施設に係る記録の整備)

第8条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 基準省令第50条において準用する基準省令第8条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

- (3) [基準省令第50条](#)において準用する[基準省令第9条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) [基準省令第43条第7項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) [基準省令第50条](#)において準用する[基準省令第22条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
  - (6) [基準省令第50条](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
  - (7) [基準省令第50条](#)において準用する[基準省令第36条第3項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (8) 従業者の勤務の記録
- (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(施設等に係る経過措置)

第2条 一般病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム([老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)第20条の6](#)に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第2項第4号](#)中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

(平30条例12・令3条例11・一部改正)

第3条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第2項第4号](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 食堂は必要な広さを有するものとし、機能訓練室と食堂の面積を合計した面積は3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。この場合においては、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
- (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(平30条例12・一部改正)

第4条 一般病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第4条第1項第1号](#)の規定は、適用しない。

(平30条例12・一部改正)

第5条 一般病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第4条第1項第2号](#)中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料([建築基準法第2条第9号](#)に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

(平30条例12・一部改正)

第6条 一般病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第4条第1項第5号イ](#)及び[基準省](#)

令第41条第4項第5号イの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

(平30条例12・一部改正)

第7条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)附則第6条第1項の規定により介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなされた介護老人保健施設は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。

第8条 平成18年4月1日において現に存していた療養病床若しくは一般病床であって、かつ、同年4月1日以後療養病床若しくは一般病床から転換をしたサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下の幅については、当分の間、第3条の規定により適用する基準省令第4条第1項第5号イ中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第9条 この条例の施行の際現に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設(この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第3条の規定により適用する基準省令第4条第1項第5号イの規定は、適用しない。

第10条 第6条(第3号及び第8号に係る部分に限る。)及び第8条(第3号及び第8号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。

(虐待の防止に係る経過措置)

第11条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第1条の2第4項、第36条の2(基準省令第50条において準用する場合を含む。)及び第40条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第25条及び第47条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第12条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条の2(基準省令第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第26条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第13条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条第3項及び第48条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第14条 令和3年4月1日以後、当分の間、第3条の規定により適用する基準省令第41条第2項第1号イ(2)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設又はユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(以下この条において「ユニット型介護老人保健施設等」という。)は、第3条の規定により適用する基準省令第2条第1項第3号及び第48条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設等における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(療養室に係る経過措置)

第15条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、令和3年改正省令第9条の規定による改正前の基準省令第41条第2項第1号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(栄養管理に係る経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第17条の2](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第17条の2](#)中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

<sup>くう</sup>  
(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第17条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第17条の3](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第17条の3](#)中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第18条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第36条第1項](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第19条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第29条第2項第3号](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第20条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第31条第3項](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第36条の3](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第36条の3](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第30条第1項](#) ([基準省令第50条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成30年条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。